

火事の通報 今昔

今の私たちの生活で火事が起こったら...電話で119番に通報し、直ちに消防車が駆けつけます。そんな通報システムはどのようにしてできたのでしょうか。

「電話機」がアメリカでグラハムベルにより発明されたのが1876年のことで、翌年の明治10年(1877年)には、日本に2台の電話機が輸入され、さらにその翌年の明治11年(1878年)に国産電話機の第一号が生産されました。国内で「電話の交換業務」が開始されたのは明治23年(1890年)12月のことで、このときの加入電話数は197機、電話所(現在の公衆電話に当たるもので、電信局窓口に設けられていました。)は16か所だったということです。

それより少し早い明治20年(1887年)5月に消防への電話の導入が検討され、東京では消防本署(現在の東京消防庁本庁の前身)と幸橋、万世橋、浅草橋の各派出所との間に架設工事が行われました。これは消防隊への出動命令などを早めることを目的としたものでした。「電話による火災通報」が開始されたのはこの年の年末でしたが、

電話局では緊急優先の取扱いをしていなかったため、その目的を十分に果たせなかったといわれています。

その後、「火災報知用の専用電話が制度化」されたのは大正6年(1917年)の4月1日でした。当時は電話の交換は手動式で、交換手が電話を受けそれを相手につないでいたわけですが、火事の際には通報と問い合わせが入り混じって、それは大変なものだったようです。そして、大正15年(1926年)に電話の自動交換方式が採用され、このときにはダイヤル112番が火災報知専用の番号とされました。しかし、この番号では誤接続が多く、昭和2年(1927年)から、地域番号(局番の第1数字)に使われていない“9”を使うこととして、ダイヤル119番が誕生しました。

最近では各種の電話が普及し、携帯電話からの通報も多くなっています。外出先からの連絡ということもあり火事やその他の現場の特定に混乱を招くことがあります。携帯電話で通報する際には、所在地を落ち着いて正確に伝えることがとても重要になりますのでご注意ください。



田中雅美さん(危険物安全週間推進ポスターモデル) に対する消防庁長官感謝状の授与

危険物保安室

消防庁では毎年6月の第2週(今年度は6月3日(日)から9日(土)の間)を危険物安全週間とし、全国の地方公共団体や全国危険物安全協会と協力して、職場等において危険物を取り扱う方々の危険物の安全に関する意識の高揚・啓発に努めているところであり、その一環として今年度はシドニーオリンピック代表女子競泳選手の田中雅美さんを起用したポスターを作成しました。このポスターは危険物安全週間にさきがけて16万枚作成し、5月中に各都道府県、消防機関、危険物関係事業所等に配布、安全週間中掲示しました。

ポスターの制作に当たり、その趣旨に理解を示し、ポスターモデルとしてご協力をいただいた田中雅美さんに対し、去る7月12日(木)消防庁長官室にて、中川浩明消防庁長官から感謝状が授与され、また、記念品として純銀製の纏まといが贈呈されました。



屋外貯蔵タンクからの 原油漏えい事故の調査状況を消防庁長官が視察

危険物保安室

去る7月27日、堺市高石市消防組合消防本部の管内で発生した屋外貯蔵タンクからの原油漏えい事故の調査状況を中川浩明消防庁長官が視察しました。

屋外貯蔵タンクの容量は5万 で、本年6月27日に防食用雨水シールと基礎の境目から原油の漏れが発生し、原因調査のためタンクを開放し底面の検査が行われていたものです。検査の結果、水切りノズル下部のアニユラ板が腐食し直径1cmの貫通孔が発見されました。本タンクは6年前に保安検査が行われていましたが、急速に腐食が進んだ模様です。

今後、消防本部及び危険物保全技術協会で漏えいに至った原因についての詳細な調査が行われることとなっています。

なお、消防庁から寺村映危険物保安室長が随行しました。



事故の状況説明



水切りノズル下の貫通孔

漏えい事故が発生した屋外貯蔵タンク



平成13年度における総合防災訓練の実施

震災対策室

日頃の訓練が、いざというとき力になる。

総合防災訓練の目的

国における総合防災訓練(以下「訓練」という。)は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び防災基本計画等の円滑な運用を図り、防災意識の高揚を図ることを目的として、東海地域及び南関東地域において、毎年9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間(8月30日～9月5日)内に実施しているところです。

平成13年度においても、去る5月31日、中央防災会議において「平成13年度総合防災訓練大綱」が決定され、「防災の日」を中心とする防災週間内において訓練を実施することとされたので、その概要について紹介します。

政府における訓練概要について

政府における訓練は、9月1日(土)に次のような考え方に沿って実施します。

1 訓練の基本的な方針

- (1)被害想定等に基づく実際に即した実践的訓練
- (2)災害対策本部の設置及び運営に係る訓練

サッカー全日本代表チームの正ゴールキーパーとして大活躍している川口能活選手が、瞬時の判断や的確な動作は、日頃からの訓練(練習)の成果であることを語りかける。また、ゴールの守備は、チーム全体での連携の重要性を連想させる。いずれも、地震防災対策に共通した要件であり、サッカーという親しみやすいスポーツを通して防災訓練への参加や地域全体で連携した対策の重要性を表現する。



- (3)図上訓練、状況付与方式やロールプレイング方式等を組み合わせた応用訓練
- (4)地方公共団体と国等との連携及び地方公共団体相互間の広域的応援訓練
- (5)訓練の客観的な分析・評価、課題抽出等及び防災マニュアルの見直し等防災体制の整備推進
- (6)危険区域予測図の公表、各種媒体の活用による住民の防災意識の高揚

近畿地区など各地域においてブロック単位で実施される広域的な訓練が円滑に実施されるよう、中央防災会議として必要な支援を行います。

2 政府における訓練の内容

(1)訓練の日時及び想定される地震の規模

		東海地震	南関東地域直下の地震
実施日		平成13年9月1日(土)	
時 間	東海地域の地震・地殻活動に関する情報	前日16時00分頃発表	
	判定会招集連絡報	6時30分	
等	発 災	9時30分頃 (警戒宣言後1日経過を想定)	9時30分頃
	想定される地震の規模	マグニチュード8.0 強化地域内で震度6強以上	マグニチュード7.2 神奈川県東部他で6強以上

(2)政府における本部運営訓練

南関東直下の地震(発災対応型訓練)を想定した訓練

- ・官邸における災害対応訓練
- ・初動期の情報収集・伝達訓練
- ・地方公共団体等との連携による情報収集・伝達訓練
- ・現地における情報収集・伝達訓練
- ・広域応援訓練

東海地震を想定した訓練

予知対応型訓練を基本に、地震予知情報に伴う政府等の対応として警戒宣言に係る訓練を実施します。

(3) 現地対策における本部運営訓練

政府本部運営訓練と一体となり、地方公共団体等との連携による訓練、現地における訓練、広域応援訓練に準じ、地震災害応急対策訓練を実施します。

また、東海地震については地震予知情報の報告終了後、静岡県庁に政府から担当官を派遣し、地震防災応急対策訓練を実施します。

なお、同日、東京多摩直下での大規模地震を想定して実施する東京都総合防災訓練に対して国は、関係機関、自衛隊等が参加する等必要な支援を行います。

南関東地域直下地震に係る訓練に参加する地方公共団体

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

なお、茨城県、栃木県及び群馬県は広域応援地域として実施

東海地震に係る訓練に参加する地方公共団体

神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

(4) その他の防災訓練

原子力災害に係る訓練

その他の訓練

事故災害等に関して計画・実施する訓練について、関係省庁は連携して、より効果的なものとなるよう実施します。

地方公共団体等における防災訓練等について

地方公共団体及び指定地方公共機関等の地域防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも相互に連携した訓練が、以下に沿って一体的に実施され、地域の防災対応力が向上するよう努めて下さい。

1 地域の実情に応じた訓練の実施

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、過去の災害履歴等も踏まえ、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、原子力災害等特に訓練の必要性が高い災害を想定し、積極的に地域の実情に即した訓練の実施に努めて下さい。

2 住民の主体的、実践的に参加できる訓練の実施

訓練の実施に当たっては、住民が災害対策の主役であるとの観点から、住民が主体的に実践的な訓練への参加ができるよう、市街地、住宅地など実地における実働訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等工夫して下さい。

3 地震災害対応に係る各種訓練の実施

各地域における地震災害対応訓練については、自主防災訓練、情報の収集・伝達等の訓練、応急対策訓練、緊急輸送路確保等の訓練、ライフライン等の確保・対応訓練、混乱防止訓練、津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練を重点事項として実施するよう努めて下さい。

なお、訓練実施日は毎年度9月1日の「防災の日」又は防災週間(8月30日～9月5日)内に設定することが望ましいとされていますが、実施主体においてこれまでの経緯等を踏まえ、有効かつ適切と判断できる日に行ってください。



倒壊家屋からの救助訓練(写真提供: 広島市消防局)

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急救助課

1 はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的とし「救急医療週間」とともに昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。

今年は9月9日(日)から9月15日(土)まで、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の緊密な協力により、その趣旨にふさわしい内容の行事が実施されます。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施に当たっては、次の事項に重点を置くものとしています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットを配布するほか、応急手当講習会や研修会等を通じ、緊急時における心肺蘇生法等応急手当の実技指導を行うとともに、救急事故の未然防止、その他救急業務に関する知識の普及を図ること。

(2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発

初期、第二次及び第三次救急医療体制、救急医療情報システム並びに救急搬送システムの実情を新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等の各種広報媒体を通じて広く紹介するとともに、救急医療施設、救急医療情報システム及び救急車の適正な利用方法の普及を図ること。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療もしくは救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及

び救急隊員の知識の向上や意識の高揚を図るための研修会又は講習会を開催すること。

3 「救急の日」及び「救急医療週間」中における諸行事の実施内容

各都道府県、市町村及び消防本部等が地域の実情に応じて次の事項を実施するものとしています。

(1) 研修会

消防職員及び医療関係者を対象とした応急処置その他救急業務に関する知識の向上を図るための研修会

(2) 講習会

一般住民、公衆の出入りする場所や事業所の職員等を対象とした応急手当の普及啓発及び救急自動車の適正利用、その他救急業務に関する知識の向上等を図る講習会

(3) 総合訓練

集団事故等を想定した救急訓練及び演習等

(4) 救急会議

医療機関と消防機関との意見交換及び連絡会

(5) 一日救急隊員等

一般住民等を一日救急隊長、救急隊員、消防長、消防署長及び病院長等に任命

(6) 表彰

救急業務や救急医療に関する功労者に対する都道府県知事、市町村長、消防長及び消防署長等の表彰

(7) 広報活動

テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミの活用と同時に、ポスター、チラシ、広報誌の配布、広報車や有線放送による広報

4 救急功労者表彰

救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対して、次の基準により消防庁長官の表彰を行います。

- (1)卓越した医学的知見により15年以上に亘り救急業務の推進に多大な貢献をした者
- (2)救急業務に対する深い理解から、15年以上に亘り救急資機材等の支援により、救急業務の推進に貢献した個人又は団体
- (3)消防機関と救急医療機関との連絡協議会の役員として、15年以上に亘り救急業務の推進に尽力した者
- (4)応急手当普及員として、15年以上に亘り応急手当の普及に精励した者
- (5)救急救命士として、15年以上に亘り救急業務に精励し、その成績が特に優秀で、他の模範になると認められる者
- (6)救急業務の推進に関して、他に顕著な功績があった者

5 「救急の日2001」救急フェアの開催について

今年も消防庁と厚生労働省との共催により9月10日(月)から12日(水)までの3日間、JR東京駅において「救急の日2001」救急フェアを開催します。

これは救急現場で活躍している医療関係者、救急救命士等の救急隊員の活動を広く国民に広報し、救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的としており、具体的には心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システム及び救急搬送システムの紹介等を行います。

6 ポスター

今年度のポスターは、突然の事故や病気に見舞われたときには、救急車が来る前にあわてずに応急手当を行うことが身近な人の命を救う第一歩であるとして、応急手当を覚えてもらうよう呼びかけています。

また、このポスターは、毎年財団法人日本宝くじ協会の協力により財団法人救急振興財団で製作し、各都道府県、市町村、消防機関等に配布、掲示しています。

7 おわりに

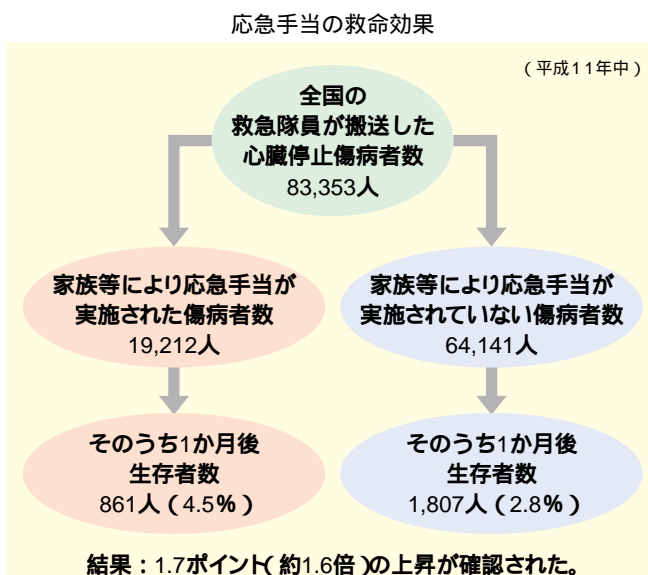
救急出場件数は、救急業務を開始して以来、年々増加の一途を辿っており、今後もますます救急業務に対する国民のニーズは高まっていくものと考えられます。

消防庁としては、救急救命士の養成をはじめとする救急隊員の教育訓練の推進、消防機関と医療機関の連携体制の充実強化、高規格救急自動車等の資機材整備の促進など、救急業務の高度化に向けた施策を推進しておりますが、国民自らが「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて救急医療や救急業務、応急手当について正しい理解と認識を深めることが重要です。

応急手当の重要性は、救急事故発生時などその場に居合わせた人が、適切な応急手当を速やかに行い、傷病者の救命効果が一層向上することにあります。

傷病者の救命のためには、迅速な通報、その場に居合わせた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、そして、医療機関での処置がスムーズに連携して行われることが不可欠です。

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会に応急手当の重要性を再認識し、救急業務に対する国民の理解が深められますよう、各自治体等において積極的な普及啓発活動を展開されることを期待します。



消防庁職員 普通救命講習を受講

総務課

去る7月17日(火)、中川浩明消防庁長官、東尾正審議官をはじめ、職員17名が、(財)東京救急協会による普通救命講習を受講しました。

心肺蘇生法(1人法)や止血方法の実技など、約3時間の講習を行いました。

人工呼吸がスムーズに行えない職員は、何度も、人工呼吸に挑戦するなど、受講した全員が適切な応急手当を行えるよう、実技訓練を繰り返し、無事講習を修了しました。



災害の被害認定基準の一部見直し

防災課

1 災害による被害報告

市町村は、区域内で災害が発生した場合、災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならないこととされています(災害対策基本法第53条第1項)。また、都道府県は、区域内で災害が発生した場合、災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならないこととされています(災害対策基本法第53条第2項)。

消防庁では、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)」において、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めています。災害報告取扱要領には、死者、重傷者、軽傷者、住家の全壊、半壊等が定義されていますが、これは、災害状況に関する関係省庁の報告について、統一を図る観点から出された「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日付け総審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知)」に基づくものとなっています。

2 災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会

昭和43年に災害認定基準が通知されてから既に30数年が経過しています。この間、建築技術の進歩とともに住宅の構造や仕様も変化し、それに伴い、被害の態様も多様化しています。

その結果、最近の災害に係る住家の被害認定については、豪雨等による被害で床上浸水と判定された住家の一部について、床板、壁材や断熱材に大きな被害が出て

居住が困難なものがあることや、地震等による被害で半壊と判定された住家の一部について、内部が破壊されたり、傾いていることにより居住が不可能となっているものがあるなど、実情に合わないのではないかとの指摘がでていました。

そこで、平成12年11月16日、国土庁(現内閣府)に「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」が設置され、現行の被害認定基準のうち、住家の全壊及び半壊に係る認定基準について検討が行われました。

3回の委員会、2回のワーキンググループでの議論を踏まえ、平成13年3月29日、第4回委員会(最終委員会)において、報告書案が出されました。

3 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日)

災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会での議論を踏まえ、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」が、各省庁に通知されました。

この中で、現行の被害認定基準のうち、住家の全壊、半壊に係る基準について、内容を改正する旨が通知されました。

4 災害報告取扱要領の一部改正について

上記3の通知を受けて、災害報告取扱要領の一部改正を行いました(平成13年6月28日付け消防防第101号消防防情第91号消防庁長官通知)。



倒壊した家屋



和歌山県和歌山市消防局



和歌山県和歌山市消防局
局長 黒田 稔純

「徳川家ゆかりの和歌山市」

本市は、東西は東経135度19分から135度0分の間、南北は北緯34度9分から34度18分の間で紀伊半島の西北端に位置し、市の中心部を東西に流れる紀の川河口地帯に形成された和歌山県の県都です。

天正13年(1585年)豊臣秀吉が紀伊の国を統一し、わかやまの中央部吹上の峰に築城し、次第に町の形態が整えられました。その後、元和5年(1619年)に徳川家康の第10子、頼宣公が入城後、徳川御三家の一つ55万5千石の城下町として栄えてきました。

さらに、大政奉還・廃藩置県に続いて、明治22年(1889年)4月の市制施行により、面積5.51平方キロメートル、人口5万1,603名を擁する和歌山市として開市しました。

以来、温暖な気候と紀の川の広大な平野という有利な立地条件に恵まれ、綿ネル、メリヤス、捺染、化学、木工、皮革、酒造などの産業が発達してきました。昭和20年の戦災により市の中心部の約3分の2が焼失しましたが、意欲

的な復興とともに昭和30年から隣接14カ町村を合併して京阪神経済圏と密接に結びつき鉄鋼を主産業として発展し、平成9年4月1日「中核市」に移行し、地方中心都市としての形態が整えられてきました。

消防の歴史も古く、明治27年(1894年)5月に和歌山市消防組が発足、当時の組織は非常勤制で人数242名、腕用ポンプ6台を配置したのが始まりで、昭和9年5月に一番丁3番地(現在中消防署庁舎)に常備消防庁舎和歌山市消防所、部員27名、消防車2台で体制をとっていました。その後、昭和23年の消防組織法施行により、消防所を廃止し、和歌山市消防本部、消防署、同署河西出張所を設置し、職員70名、消防ポンプ自動車6台、救急車1台と消防団1団27分団、団員数1,081名で発足しました。

現在は1本部5消防署6出張所、職員390名と消防団1団42分団、団員数1,750名の組織で、管轄面積210.22平方キロメートル、人口38万4,855名の安全を担っています。

昭和47年8月から市民防火の推進として「火災をなくす市民運動」を展開し、地域ぐるみで防火のリーダーとなる防火委員(1,802名)を育成指導し、また婦人防火クラブ(47隊・2,532名)を組織して地域防火活動の推進を図っています。

平成4年度からは、市民で消火器を設置しようとする者に補助金を交付する「消火器設置奨励補助金制度」を設け「火災をなくす市民運動」の充実強化を図るとともに毎年、庁舎壁面に職員による干支にちなんだ防火看板を掲げ防火を呼びかけています。

昨年のキャッチコピーは「辰(たつ)てのお願い、火災ゼロ」、今年は「新世紀も巳(み)のがさないで、火災ゼロ」で市民には大変好評です。

最後に、本年4月から消防緊急システムを発信地表示装置、指令書出力装置、車両位置管理装置などを新たに備えたシステムに更新するとともに、消防事務をOA化し、局及び署所間のネットワークを開設しました。また、消防庁舎(消防局・中消防署合同庁舎)の平成16年4月の完成に向け消防庁舎建設室を新たに設置して準備をしています。



和歌山市総合防災訓練での消火訓練風景



婦人防火クラブが「紀州おどり」に参加して防火PR

危険物とは？

「危険物」をご存知ですか。

普段は何気なく生活していますが、わたしたちの身の回りには一歩間違えると大きな被害をおこしかねない危険な化学物質がたくさん存在します。

一般的には、こうした物質をまとめて「危険物」と呼んでおり、引火性の物質、爆発性の物質、毒劇性の物質又は放射性の物質を総称している場合が多いです。

これらの物質は、種々の法令によりそれぞれ貯蔵や取扱い方法等が規制されています。

消防法上の危険物は

消防法上の危険物とは「消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」と定義されており、20度1気圧の環境で液体又は固体の状態にある化学物質で気体は該当しません。

消防法では危険物の性質に応じて第一類から第六類まで分類しています。

第一類	酸化性固体
第二類	可燃性固体
第三類	自然発火性及び禁水性物質
第四類	引火性液体
第五類	自己反応性物質
第六類	酸化性液体

また、原則として危険物かどうかの判断は、定められた試験を適用した場合にその物品が一定の危険性状を示すかどうかを確認することにより行われます。

消防法別表（昭63法55・全改、平11法160・一部改正）の備考を見てみると、ガソリン、軽油、灯油などのなじみのある名前が見受けられます。これらは、引火性液体といって、可燃性の蒸気を発生させ、建物の低いところにたまるため、付近にライターの火や静電気火花があると、容易に可燃性の蒸気に引火し、火炎を生ずるものです。

この中でも、ガソリンは氷点下40度程度の低い温度でも引火するほど揮発性が高く、蒸気が広がり、思わぬところの火源により引火し、火災に至る危険性があります。ガソリン等の危険物の蒸気の広がり目は目で確認できない場合が多いため、火気のない所で取り扱う等、十分な注意が必要となります。

危険物は、現代のわたしたちの生活を支えてくれる大変便利なものです。しかし、日常のちょっとした不注意がきっかけとなり、火災・漏えい事故を引き起こし、尊い生命や財産を一瞬にして奪い去ってしまいます。

危険物と接するに際しては、取り扱う人の心掛けと行動が肝心です。危険物を取り扱う際には、細心の注意をもって安全確保に努めることが必要です。

知らない間に可燃性蒸気が発生

